

【2016/03/14】



☆☆☆ SYO-Kニュース ☆☆☆ No. 13

千葉県障害者就労事業振興センター

URL: <http://jusan-kassei.or.jp>

チャレチバURL: <http://ci-chiba.jp/>

Twitter★(^-^*)ふるるで〜す★: http://twitter.com/#!/SHINKO_CENTER



SYO-Kニュースは、(株)生活品質科学研究所が、障害者就労施設のみなさまの「安全・安心」な商品づくりに役立つ情報を配信するメールニュースです。毎月1回、関連する法令の最新情報を中心に配信いたします。

本メールニュースは、施設内で共有してお使いください。

【ご 注 意】

SYO-Kニュースは、振興センターメーリングリストのアドレスからお送りしています。本アドレス宛に返信されますと、メーリングリストの全登録者宛に送られますのでご注意願います。

♪♪♪目次♪♪♪

- ★ 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（消費者庁）
- ★ 改正家庭用品規制法の施行について（厚生労働省）
- ★ TPP協定における著作権法改正案について（文化審議会）

2016年4月1日より、施設商品に関連する2つの法律が施行されます。1つは、不当景品類及び不当表示防止法における課徴金制度です。そしてもう1つは、家庭用品規制法による特定芳香族アミンの規制です。

以前、SYO-Kニュースで取り上げたことがありますので、理解されている方も多いと思いますが、法規制前にもう一度説明したいと思います。

また、ニュース等でご存知かと思いますが、3月8日にTPP法案が、国会に提出され、今国会で法案の成立を目指します。この法案の中に、著作権法の改正が入っています。協定締結に必要な5項目については、ほぼ、改正案通りに承認されると思われます。現在、施設商品においては、食品、非食品、役務を問わず、著作権法に抵触しているケースが見られます。改正後は、利益を得る目的の場合は、非親告罪化され、警察の取締りの対象となります。また、権利侵害については、法定の侵害賠償制度が導入されます。著作権について、十分理解し、侵害することのないように注意願います。

★ 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（消費者庁）

◆課徴金制度の目的

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

◆課徴金制度のポイント

- (1) 景品表示法は、消費者の利益の保護（経済的被害の発生防止と逸失利益の回復）が目的で、消費者の利益の損失につながる不当表示は、措置命令で排除し、その延長に（抑止力を高めるため）課徴金制度が新設された。
- (2) 事業者は、課徴金制度への対策より、まずは不当表示が発生することのないコンプライアンス体制の確立に注力することが重要である。
- (3) 課徴金が課されるのは、不当表示に対して相当の注意を怠った事業者で、相当な注意を怠った事業者でないと認められる場合は、措置命令までで、課徴金は課せられない。
- (4) 相当な注意を怠った事業者か、怠った事業者ではないかは、景品表示法「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置について指針」を具体的に講じ、実行しているかどうかで判断される。

【構すべき7つの指針】

- 1) 景品表示法の考え方の周知・啓発
 - 2) 法令遵守の方針等の明確化
 - 3) 表示等に関する情報の確認
 - 4) 表示等に関する情報の共有
 - 5) 表示等を管理するための担当者等を定めること
 - 6) 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
 - 7) 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応
- (5) 景品表示法の運用にあたって、消費者の経済的損失の発生の予防と発生時の損失の迅速な回復を図ることが重要であることから、管理上の

措置を実施している事業者や不当表示を自主的に排除し、消費者利益の回復措置（不当表示の事実の公表、返金などの措置）をとった事業者には、課徴金の免除や減税の措置を設けている。

◆課徴金制度の概要

- (1) 対象行為：優良誤認表示、有利誤認表示、不実証広告規制により不当表示とみなされた場合
- (2) 賦課金額：対象商品・役務の売上高に3%を乗じる
- (3) 対象期間：3年間を上限とする
- (4) 規模基準：課徴金額が150万円未満の場合は、課徴金を賦課しない

◆施行日

2016年4月1日（金）

◆想定事例

A施設が2016年4月1日から2019年5月30日まで製造していた100種類のパンは、原材料名に、小麦粉（国産）と表示していたが、実際は、国産ではなく、輸入品の小麦粉を使用しており、景品表示法の優良誤認表示とみなされ、措置命令が出された。A施設は、景品表示法に基づく、7つの指針について取り組んでいなかったことから、相当な注意を怠った者と判断され、課徴金納付が命じられた。

対象商品：小麦粉（国産）と表示して販売していたパン100種類

対象期間：2016年4月1日～2019年4月1日（上限3年間）

賦課金額：上記対象期間の対象商品総売上額5,500万円（税込）

⇒5,500万円×3%＝165万円

⇒165万円を国庫に納付する

<参考> 消費者庁「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」

⇒<http://www.caa.go.jp/representation/index7.html>

★ 改正家庭用品規制法の施行について（厚生労働省）

◆改正内容

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（略称：家庭用品規制法）に、特定芳香族アミンを生ずる化合物24種類を新たに有害物質に指定した

◆基準値

検出されないこと＝30 μ g / g 以下

◆禁止事項

製造、輸入又は販売事業を行う者に対して以下のことを禁止する

- (1) 基準に適合しない対象商品の販売
- (2) 基準に適合しない対象商品の授与
- (3) 基準に適合しない対象商品の販売もしくは授与の目的での陳列

◆対象商品

(1) 繊維製品

おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、帽子、中衣、外衣、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ、タオル、バスマット及び関連製品

(2) 皮革製品

下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物

◆対応方法

糸、生地、商品の仕入れにあたり、特定芳香族アミンを含んでいないことを証明する「不使用宣言書」または「分析証明書」を入手し、基準に適合していることを確認する。

◆施行日

2016年4月1日（金）

※4月1日より、自治体による試買検査が開始されます。対象商品は、製造年月日を問わず、店頭に並ぶ商品全てが対象となることから、ショール、マフラー、ベスト、ジャケット、エプロン、ハンカチーフ、タオル関連製品等を製造・販売する施設や中間支援団体は、基準に適合していることが確認できない場合は、製造・販売をしないようお願いいたします。

<参考>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を
改正する省令の制定について

⇒ <http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/PDF/20150709-1.pdf>

★ TPP協定における著作権法改正案について（文化審議会）

1. 著作物等の保護期間の延長

（1）著作権の保護期間

⇒原則的保護期間：著作者の死後50年⇒死後70年

⇒無名・変名、団体名義：公表後50年⇒公表後70年

（2）著作隣接権の保護期間

⇒実演：実演が行われた後50年⇒70年

⇒レコード：レコードの発行後50年⇒70年

2. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

※非親告罪は、著作権者等の告訴がなくとも検察官が公訴を提起できる罪

（1）侵害者が対価として、利益を得る目的又は権利者の利益を害する 目的を有する下記の範囲においては、非親告罪とする

⇒市場において権利者により有償で提供・提示されているもの

⇒「原作のまま」著作物等を利用する侵害行為
（複製権、譲渡権、公衆送信権の侵害）

⇒著作権者等の利益が不当に害されることとなる場合

3. アクセスコントロール等に関する保護の強化

（1）アクセスコントロールの回避行為に対して民事上の規制を行う

- (2) アクセスコントロールの回避に使用される装置等の流通、サービスの提供等に対して刑事罰の対象とする

4. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

- (1) 商業用レコードの放送・有線放送利用に対する「二次使用料請求権」を範囲を「配信音源」(インターネット等から直接配信される音源)にも拡大する

5. 法定の損害賠償等

- (1) 著作権等の侵害について、法定の損害賠償等の制度を新設
- (2) 追加的損害賠償制度は導入しない

※改正著作権法の施行日は、TPP協定の発効に合わせることから、アメリカの大統領選挙の結果もあり、いつになるか未定です。

(株)生活品質科学研究所では、商品検査、分析、商品開発、品質管理、衛生コンサルティング、市場調査、マーケティング、教育など、障害者就労支援事業所の実態に応じた様々なサービスを提供しております。

また、本メールニュースに対するご意見・ご要望もお待ちしております!!

SYO-Kニュース担当：

(株)生活品質科学研究所 コンサルティング本部 高田かおり
〒183-0033 東京都府中市分梅町3丁目51番4号
⇒<http://www.syo-k.co.jp/>

■コンプライアンス専用の相談窓口を開設!相談は無料!

URL：<http://goo.gl/oBwQge>

■お問い合わせ・ご意見はこちら

特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター

URL：<http://jusan-kassei.or.jp>

住所：千葉市中央区亥鼻2-9-3

電話：043-202-5367 FAX：043-202-5368

E-Mail：center@jusan-kassei.or.jp

■千葉県の障害者福祉事業所の情報を掲載したポータルサイト

チャレンジド・インフォ・千葉

URL：<http://ci-chiba.jp/>

■振興センターへの入会申込はこちら

http://www.jusan-kassei.or.jp/outline/n_kai.html

【メーリングリスト登録解除手続き】

◇登録者で解除を希望される場合：件名に「登録解除希望」とご入力の上、次のアドレス center@jusan-kassei.or.jp へご返信ください。

◇管理者の判断で登録解除する場合があります。